

学校生活の心得



西予市立野村中学校

《各種規定》

1 通学に関する規定

- (1) 登下校の際は交通法規を守るとはもちろんであるが、次の事柄を守ること。
- ① 徒歩通、自転車通、バス通生としてのマナーを守り、他人の迷惑にならないようにする。
 - ② 通学歩行は二列（雨天時、傘を使用する場合は一列）通行する。
 - ③ 自転車通学は、通学距離が2km以上で、保護者から申請のあった生徒のうち、学校長が適当と認めた者のみ許可する。ただし、バス通学生の内、自宅から最寄りのバス停までの通学距離が2km以上となった者で、保護者から申請のあった場合は検討し、学校長が適当と認めた者はバス停までの自転車通学を認める。自転車通学は、年度毎に「自転車通学許可願い」を提出する。
- (2) 通学用自転車は通学上安全なものを使用し、下記の事項を守る。
- ① 自転車の車体にわかりやすく、消えないように名前を明記する。
 - ② ながら運転（スマホ、傘さし等）・二人乗りなどの危険な乗り方をしない。
 - ③ 自転車は荷台があるものとする（通学かばんは荷台にくくりつける）。
 - ④ ライトは自動で点灯するものが望ましい。
 - ⑤ 自転車は車間距離を十分にとり、安全な速度で一列走行する。
 - ⑥ 自転車通生は、ヘルメットを着用しなければならない。
 - ⑦ スタンドは両足スタンドとする。
 - ⑧ 常に点検整備を行うこと。
 - ⑨ 自転車置き場に整列して置き、施錠をし、カギは自分で管理する。
 - ⑩ 自転車保険等に参加していること。（2020年4月1日より県の条例で義務化）
- (3) 休日の自転車利用について徒歩通学生を含めて原則(2)の10項目を守ること。

2 服装などに関する規定（ブレザー型制服）

(1) 冬の制服

- 上 着：野村中学校指定制服 ジャケット
- 上 着 下：白色無地ポロシャツ 胸ポケット有（長袖・半袖可）
- ベ ス ト：野村中学校指定制服 ベスト（必要に応じて購入）
- ズ ボ ン：野村中学校指定制服 スラックス
- スカート：野村中学校指定制服 スカート（膝が隠れること）
- ベ ル ト：黒色の物

(2) 夏の制服

- 上 着：白色無地ポロシャツ 胸ポケット有
- ※ クールビス期間中は、指定のシャツについてはオーバーシャツを認める。
- 指定シャツ：トムス(株) 【品名】4.4オンスドライボタンダウンポロシャツ 【品番】00331 - ABP
- ズ ボ ン：冬服に同じ。
- スカート：冬服に同じ。
- ベ ル ト：冬服に同じ。

(3) その他

○下 着：白色無地。ワンポイントのTシャツでもよい。

○靴 下：色は、白・黒・紺とする。ただし、足裏部分が黒色の物も可。左右にワンポイントのマーク（ラインは不可）が入っていてもよい。長さはくるぶしがしっかりと隠れていること。

○帽 子：紫外線対策などのため、学校指定帽子の着用を認める。

※入学後、中学校内購買にて各自で購入（必須）

○名 札：クリップピンタイプ名札 ~~（放課後は、校内にて保管）~~

○通学靴：~~ひもつきで白を基調とした運動に適した靴（ひもは、白色）~~

ひもつきで白・黒・紺を基調とした運動に適した靴（ひもも同様とする）

○学校指定：通学カバン、スポーツバッグ、体操服、上履き（かかと記名）

3 身だしなみに関する心得

(1) パーマ、染色、脱色は禁止。髪留めピン（スリーピン含む）、髪留めゴムは、黒・紺・茶の使用可。

(2) 「頭髪3原則」にもとづいた髪型にする。

「頭髪3原則」

- ・清潔な髪型にする。
- ・自然な髪型にする。
- ・学習、運動の妨げにならない髪型にする。

(3) 整髪料については、「頭髪3原則」にあてはまる範囲で（無香料）であれば使用できる。ただし、整髪料を校内には持ち込まない。

(4) 髪の結び方（頭髪3原則 自然な髪形の視点）

○ 1つ、又は2つに分けて結ぶ。~~ポニーテールはしない~~。三つ編みは、可とするが、編み込みは不可。

※ ポニーテールやお団子ヘヤーを行う際は、次の生徒会申し合わせ事項のとおり行うこととする。

※ 生徒会申し合わせ事項は、令和7年12月中央委員会を経て、以下のように申合せ事項を制定する。「頭髪について①～⑤」のとおりとする。

① しぼり直す人はしない。

② 1日中同じ髪型で過ごす。

③ ピンの種類を自分に合っているものにする。

④ 自分で整えられる髪型とし、友だちとしぼり合いはしない。

⑤ この髪型は、通年可能とする。

※ ルールを守らない人が見られる場合は先生方と協議し、中止する可能性がある。

令和7年12月 野村中学校生徒会

- (5) 眉毛は、みだりに剃らない、抜かない。
- (6) 日焼け止めを使用する際は、自宅で塗布するか、更衣室で塗布すること。ただし、無香料のとする。

4 その他の心得

- (1) 登下校中の買い食いは禁止する。
- (2) 不要品（学習に直接必要のない物）を学校へ持って来ない。
- (3) 友達同士での外泊は原則として禁止する。
- (4) 通信機能を有する機器の利用時間は、「みんなでまもる西予市共通のきまり」を遵守する。
- (5) 家庭学習に必要としない学習用具類は、学校に置いていても良い。ただし、学習用端末の持ち帰りは必ず行い、丁寧に扱う。
- (6) 体操服または部活動練習着での下校をしても良い。

<附則>

令和7年5月16日改訂（太字網掛けの部分）

令和7年7月18日改訂（太字網掛けの部分）

令和7年12月一部修正